

## ○道路占用料減免の取扱いについて

昭和 59 年 5 月 10 日

告示第 53 号

恵庭市道路占用料徴収条例(昭和 53 年条例第 29 号)第 2 条第 2 項の規定に基づく占用料の減免については、次のとおり取り扱うものとする。

### 1 占用料の減免(第 2 条第 2 項関係)

#### (1) 第 1 号

建築基準法第 85 条第 1 項に規定する区域内に存する道路の区域内の土地に設ける同項第 1 号に該当する応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なものに係る占用料は、徴収しない。

#### (2) 第 2 号

国有林野事業及び地方財政法第 6 条に規定する公営企業に係る占用料は、徴収しない。

なお、上記以外の国及び地方公共団体の行う事業に係る占用料は、道路法第 39 条第 1 項、道路法施行令第 19 条及び道路法施行規則第 4 条の 5 により徴収することが出来ないものとされていることから、国及び地方公共団体の行う事業のための占用物件に係る占用料は全て徴収しないこととなる。

#### (3) 第 3 号

ア 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し又は災害復旧工事を行う鉄道施設に係る占用料は、徴収しない。

イ 鉄道事業法第 2 条第 1 項に規定する鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設(本線、支線及び車庫等への引込線)及び同条第 5 項に規定する索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設並びに大規模な災害復旧工事を行う鉄道施設(以下「鉄道等」という。)に係る占用料は、次による。

なお、軌道法に基づく軌道に係る占用料は、軌道法第 4 条の規定に基づく命令が未制定のため徴収できない。

(ア) 道路が鉄道等の敷地を使用する場合、無償であるときは、当該鉄道等に係る占用料は、徴収しない。

(イ) 道路が鉄道等の敷地を使用する場合、有償であるときは、当該鉄道等に係る占用料は、条例に定める額を徴収する。

#### (4) 第 4 号

公職選挙法による選挙運動のために使用する物件に係る占用料は、徴収しない。

#### (5) 第 5 号

ア 街灯(アーチ型のものを除く。)に係る占用料は徴収しない。

イ 農道・林道その他公共通路(公衆が常時道路交通の一環として通行している通路)に係る占用料は、徴収しない。

ウ 駐車場法第 17 条第 1 項に規定する都市計画において定められた路外駐車場に係る占用料は、占用許可申請のある都度決定する。

#### (6) 第 6 号

#### ア 占用料を徴収しない物件

- (ア) 市の設ける街灯又は標識を無償で添加している電柱又は電話柱
  - (イ) 占用物件たる電柱又は電話柱を支えている支柱・支線及び支線柱
  - (ウ) 公共的団体が設置する有線放送電話柱
  - (エ) 公益法人が設置する有線テレビ(CATV)電柱及びその支柱、架空の道路横断電線及び各戸引込電線
  - (オ) 公共的団体又は電気事業者(卸供給事業者を除く。)若しくは電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業者(以下「認定電気通信事業者」という。)が設ける架空の道路横断電線及び各戸引込電線
  - (カ) ガス、電気、電気通信(認定電気通信事業者の設けるものに限る。)、水道及び下水道の各戸引込地下埋設管
  - (キ) 公共的団体が設ける水管
  - (ク) 塩及び郵便切手の販売場所を示す規格化された看板(店舗に取付けられたもので、1 店舗 1 個に限る。)
  - (ケ) かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要な施設
  - (コ) カーブミラー
  - (サ) くずかご、灰皿、花壇、掲示板等で営利目的がなく道路美化及び公衆の利便に著しく寄与する物件
  - (シ) バス停留所に付随して設置されるベンチ、上屋及びバス待合所
  - (ス) 地上権等により道路敷の権原を取得した場合における当該道路敷内の占用物件。ただし、地上権等設定の際、占用料徴収を前提としている場合はこの限りでない。
  - (セ) 当市が施行する下水道事業の未整備区域で、整備完了までの間暫定的に布設する排水管及び附属施設
  - (ソ) 前各号に掲げる物件のほか、慣行等から占用料を徴収することが不相当であると市長が認めた物件
- (別記第 1 号様式の道路占用料減免申請書を提出すること。)

#### イ 占用料を減額する物件及びその減額率

- (ア) バス停留所標識(条例で定める額の 50%減額)
- (イ) 駐車場(駐車場法第 17 条第 1 項に規定する都市計画として決定された路外駐車場を除く。)及び自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具(条例で定める額の 50%減額)
- (ウ) 公安委員会の設置する交通信号灯を無償で添加している電気事業者又は認定電気通信事業者の設置する電柱又は電話柱(条例で定める額の 50%減額)
- (エ) 公益法人が設ける有線テレビ(CATV)の架空道路縦断電線(条例で定める額の 50%減額)
- (オ) 看板で電柱類に添加する広告物及び沿道工作物からの突出広告物(条例で定める額の 25%減額。添加広告物のうち、巻付広告物については、さらに 50%減額)
- (カ) PHS 無線基地局、その他これらに類する小型の無線基地局の占用料については、基地局 1 基当たり条例で定める額の 70%を減額する。
- (キ) 前各号に掲げる物件のほか、慣行等から条例で定める額の占用料を徴収することが不

適当であると市長が認めた物件(市長が定める減額率)  
(別記第1号様式の道路占用料減免申請書を提出すること。)

## 2 特殊な占用物件の別表(料金表)適用

- (1) 「道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物」の項
  - ア 「第1種電柱、第2種電柱、第3種電柱」の項  
ガス事業者が設ける電磁防食等のための電力引込柱については、本項を適用する。
  - イ 「第1種電話柱、第2種電話柱、第3種電話柱」の項  
電気事業者が設ける電力保安通信設備(独立電話柱)については、本項を適用する。
  - ウ 「その他の柱類」の項  
支柱、支線及び支線柱については、本項を適用する。
  - エ 「路上に設ける変圧器」の項  
路上に設ける開閉器、低圧分岐装置、高圧キャビネット等については、本項を適用する。
  - オ 「地下に設ける変圧器」の項  
地下に設ける開閉器、低圧分岐装置、高圧キャビネット等については、本項を適用する。
  - カ 「変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所」の項  
ガス事業者が地上に設けるガス整圧塔、パーソナル・ハンディホン・システム無線基地局、その他これに類する小型の無線基地局及び光アクセス装置については、本項を適用する。
  - キ 「その他のもの」の項  
バス待合所については、本項を適用する。
- (2) 「道路法施行令第7条第1号に掲げる物件」の項
  - ア 「看板」の項  
ショーウインド及びサインポールについては、本項を適用する。
  - イ 「標識」の項  
商店、会社、商品名を表示せず、理容所、クリーニング所等の業種を示すマーク及び工場、寮等への道程を示す案内板については、本項を適用する。
  - ウ 「アーチ」の項  
アーチ型の街灯については、本項を適用する。

## 3 その他

- (1) 占用者以外の者が、占用物件に新たな物件を添加した場合及び占用者が自己の占用物件に占用目的外の物件を新たに添加した場合には、当該物件について別途別表に定める占用料を徴収する。

改正文 抄

平成19年4月1日から実施する。

改正文(平成19年1月24日告示第13号)抄

平成19年1月24日から実施する。

改正文(平成21年3月4日告示第26号)抄

平成21年4月1日から実施する。

第1号様式

市 長	副 市 長	部 長	次 長	課 長	係 長	係	合 議

道 路 占 用 料 減 免 申 請 書

年 月 日

道路管理者

恵庭市長 殿

申請者 住 所

氏 名 印

道路占用料の減免について、下記のとおり申請します。

記

占 用 目 的	
占 用 路 線 名	市 道 線 他 路 線
占 用 場 所	恵庭市 町 丁目 番地先
占 用 物 件	
占 用 数 量	
占 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
減 免 理 由	

備 考	
占 用 料	減 免 率
	減 免 後 占 用 料